

第二十六回 参議院商工委員会會議録第三十一号

昭和三十三年五月十一日(土曜日)午後
零時四分開会

出席者は左の通り。

委員長 松澤 兼人君
理事 古池 信三君
西川 弥平治君
阿具 根 登君
近藤 信一君

委員

青柳 秀夫君
小幡 治和君
小西 英雄君
後藤 義隆君
白井 勇君
高橋 進太郎君
高橋 衛君
藤田 進君
加藤 正人君
豊田 雅孝君
大竹 平八郎君

國務大臣

通商産業大臣 水田 三喜男君
國務大臣 宇田 耕一君

政府委員

科学技術 秋田 大助君
政務次官 長谷川 四郎君
通商産業 松尾 金藏君
臣官房長 松尾 泰一郎君
通商産業省 松尾 泰一郎君
通商局長

事務局側

常任委員 小田 橋貞壽君
会専門員

本日の會議に付した案件
○輸出取引法の一部を改正する法律
案(内閣提出)
○技術士法案(内閣提出、衆議院送付)
○参考人の出席要求に関する件

○委員長(松澤兼人君) これより委員
会を開会いたします。
まず、輸出取引法の一部を改正す
る法律案を議題といたします。御質疑
が御ありの方は、順次御発言を願いま
す。

○近藤信一君 質疑に入る前にちよつ
と通産省の当局にお尋ねしたいことが
ございまして、本法律案につきまして
は、五月の七日に参考人を呼んで意見
を聴取したわけでございます。ところが
が、聞くところによりますると、この
参考人の意見を聴取する前に、通産省
当局の課長並びに通商局長らが、参考
人の方々にお会いしたいという申し入
れをいたしましたり、それからある人にお
会いして、いろいろと意見が通産省
の方から述べられたというふうに聞い
ております。そうして参考人の言おう
とする点が曲げられたという私には聞
いておるのであります。もし、こうい
うようなことがあるならば、参考人の
意見について政府当局が何らかの圧力
を加えたというように私どもは聞き取
るわけでございますが、こういう事実
があつたかどうか。この点について若
干お尋ねしたいと思います。

○國務大臣(水田三喜男君) 私はその
ことを存じておりません。
○政府委員(松尾泰一郎君) 実は今回

この改正法につきましては、やや表
現のむずかしいような点もあつたとい
ふか、われわれも十分に説明をしてい
なかつた業界も実はあつたので、も
ちろん私自身はお会いをいたさなかつ
たのであります。課長なり事務官か
ら十分その法案の趣旨を御了解の意
味におきまして、説明に伺つたのであ
りまして、決してこう願いたいかい
ふうなお願いをした事実はないのであ
りまして、法案の趣旨を誤解のないよ
うにしていただくために、説明をいた
したいというのを申し入れましたら、
快く聞いてやろうというのでござい
ましたし、また、向うの方から、會議
を開いて説明してくれないかという
ような御要求もあつたので、担当
官が参りまして詳細に説明を申し上げ
ただけでございます。

○近藤信一君 趣旨を説明に参つたの
みだけだと、また向うからそういう
説明をしてもらいたいというふうな
ことがあつたと聞かれるが、私が聞い
ておりますところによりますと、そう
ではなくて、あなたの方から向うの方
に連絡をされて、そうしてぜひこうい
うふうに一つしてもらいたい、こうい
うふうな御要望をあなたの方が強くせ
られた。従つて、最初は反対の意見を
持つておつたが、それがだんだんと曲
げられてきた、こういうふうにも聞い
ております。そうして、参考人がこち
らに呼ばれると予定されておるのに、
その前日、または前々日に、通産省の

方からそういうようなことに行くとい
うことは、いろいろと私は誤解を生ず
ると思ひます。そういう点、どうも私
どもは納得いかないのですが、どうい
うことが許されていかどうか、通商
局長はどうお考えになるのですか。

○政府委員(松尾泰一郎君) ただいま
申し上げましたように、何らお願いに
伺つたことはないわけでありまして、た
だ、誤解に基くいろいろな意見がある
やにも聞きましたので、誤解だけは解
く必要があるということで説明に伺つ
ただけであります。また、向うからも
説明に来てくれるようにという申し出
があつたところもありましたので、
伺つたのであります。決してお願い
なり、あるいは意見を変えてもらつた
めに、あるいは役所の都合のよいよう
な発言をしていただくためには、どう
も行かなかつたのであります。担当
官が説明に参りますときにも、私は今
れぐれもそういう誤解を、先生が今
おつしやつたような誤解を受けても
けませんので、事務局としての単純
な法案の説明をして、いやしくもお願
いをするとか、あるいは違つた意見を
言われることは困るといふようなこと
のないようにということとは、くれぐれ
も注意をしておきましたし、また、実
はここにも参つております課長なり、
担当官が行つたのでございまして、決
してそういうお願いをしたとは私は
思つておりません。ただ、説明をいたし
ました結果、それは、自分からはえらく
誤解をしておつた、それでよくわかつ

たと言われた方は、一、二あつたとい
うふう聞いておりますけれども、決
してそういうその意見を曲げたり、あ
るいはお願いに行つたとかいふことは
絶対ないつもりであります。

○近藤信一君 誤解をしておられたか
ら、その誤解を解きに行つた、こう
言われるが、また参考人の意見も聞か
ないうちから、誤解しておるかどう
かというところは、私はわからぬと思
ふ。たとえ誤解をしておつても、それ
を解くということであれば、意見を聞
いてからその誤解を解くべきじやない
か、こういうふうに私は考へるが、そ
の点いかがですか。

○政府委員(松尾泰一郎君) 今度の法
案の制定につきましては、輸出入取引
審議会、その他かなりの業界の意見を
十分聞いたのであります。その後若
干反対をされる向きもあり、そういう
文書もわれわれはいただいたわけであ
ります。ところが、それを見ますと、
非常に誤解に基くもの、十分法案
を御理解願はずに意見を言われてい
るような向きもありましたので、少く
もわれわれは誤解だけは解く必要があ
るのじやないかというふうな意味合
いで、もし誤解に基いていろいろ御発言
をしていただくということになるとこ
れも困りますので、そういう意味をも
ちまして、單なる説明に伺つただけで
ございまして。

○近藤信一君 いつまで議論して
も水かけ論になりますから、私はやめ
ますけれども、少くとも参考人を當委

員会に呼んで参考意見を聞こうとしておるそのやさきに、通産省からそういう参考人のところへ出向いて、そしていろいろと、それは誤解を解くためか何かは知りませんが、意見を述べるといふことは、審議の上においても、これはそれを誤解を招くというところと混乱を生ずると、私もはそう考えますが、そういう点嚴重に今後は一ツ注意してもらいたいと私は意見を述べておきます。

○委員長(松澤兼人君) 私もさういう話を聞きました、もし私に話をしてくれた人の言葉の通りであれば、はなはだ残念だと思つております。今、通商局長は、ただ単純に法案の説明に行つただけであるというお話しであれば私も安心します。前にも文教委員会が何かで証人を呼びますときに、あらかじめ文部省から連絡をして、こういうことを言つてくれという発言について注文したというふうなことを聞いて、非常に問題になつたことがある。これはやはり参考人の意見を聞くという押し詰つたときにやらないで、平素新しい法案を作成する以前に、過程のうちにおいて、あるいはまたはできてすぐ、十分各方面の了解を得るようには啓蒙といふべきか、PRをなすべき責任がやはり政府にあるのじやないかとこう思っています。一ツ十分そういうことを気を付けていただきたいと思います。

○國務大臣(水田三喜男君) 丁承しました。

○大竹平八郎君 大臣もお見えのようでありまして、大臣に一、二お尋ねたいのでありますが、本案の一番大きな問題は、要するに指定機関について、非常に業界がある点においては

誤解もしており、またある点においては非常に正しい反対意見を述べられております。これは先般参考人からもいろいろこの点について陳述があつたわけでありまして、要するに輸出入取引の秩序確立、それから業界の過当競争、ダンピング防止、こういうことが本案のねらいなのであります。しかし、従来いろいろの状況から見まして、どうしてもメーカー、大商社の強きものと、占領下の公团的な色彩が出やすいのであります。こういう点につきまして、よほど慎重に嚴重にやつていただかないと、過去にもしばしばこういう問題があつたのであります。この点について大臣はいかにお考えになられておりますか、お伺いしたいのであります。

○政府委員(松尾泰一郎君) この法案で御了解願いますように、この輸出入取引の秩序の確立につきまして、まず第一の段階といたしまして、業界の適法な共同行為があり、また業界からの申し出がある。それをいろいろな角度から役所がさういふ機関を指定する必要がある、かつ適当と認めるといふ場合に指定をするわけでありまして、先般の要綱の説明のときにも、るる申し述べましたように、業界の機運がさういふふうな醸成をして参り、現行の輸出調整規定とか、あるいは規制命令というふうなこともあってして、なおかつこの業界の秩序が立たないという場合に、はじめて所要の条件を満たす場合、業界の申し出に基いて指定をするというのであります。役所側が一方的に独断的に指定をするという筋合いのものではないのであります。この点は条文をこらん願えば御了解願

えますように、どつちかというところ、や窮屈すぎるほどのいろいろな条件なり、基準を掲げているような次第であります。さういふふうな非常な慎重な判断をし、いろいろな条件を満たす場合に、初めてこの指定機関というものができるわけでありまして、できまして後につきましても、大企業だけの利益に走つて中小企業の利益を圧迫することのないように、十分監督を加えるような規定を設けているわけでありまして。輸出入取引審議会の審議を経て所要の政令も制定することになっておりますし、今、先生が御指摘のような心配を、われわれもこの法案を書きます場合に同様に持つたわけでありまして、さういふことのないように、十分条文の上でも配慮したつもりであります。今後これを運用する場合におきましても、もちろん、さういふ精神でもって慎重に運用したいというふうなことを考えております。

○大竹平八郎君 御承知の通り、すでに既設の共販会社の中におきましては、鮮魚罐詰会社というふうな四、五社の大メーカーを中心とした販売会社等に対しましては、従来の例を見ましても、中小貿易業者というものは、なかなかこれを直接に買い取るというところが非常にむずかしいのであります。どうしてか窓口商社を介さなければ買取ることができなかったというふうなことが、従来でもしばしばあるわけでありまして、さういふ点がさらに今度の指定機関によつて法的な裏づけがあるという点になりまして、さういふ問題というものが私は一そう深刻になるのじやないか、これは私どものあるいは心配し過ぎかもしれませんが

ども、さういふ憂いがあるわけでありまして、この点に關しましては、十分御注意を願ひまして、特にこの指定機関の設置についてなのであります。これはさういふ意味で非常に慎重を期することは当然なのであります。これは特にこの輸出入取引審議会というだけであるはずなのであります。この賛成を得て、重点的にやつていたのだということがわれわれが必要になるのじやないかと思つております。この点について御意見かがでありますか。

○政府委員(松尾泰一郎君) 従来は、この買取りまたは販売機関につきまして、何ら監督の規定がなかつたがために、今、先生が御指摘のような若干弊害の面もあつたかと思つております。が、さういふふうな観点もあつまして、われわれはこれを法律の網をかぶせることによつて、公正に指導監督をしようというものが、今度の法のねらいでございます。今度のこの改正法で指定されました後におきましては、今御指摘のようになさういふへんはな取扱いはないようには、もちろんなることと思つております。役所も十分監督をいたしたいと、さういふふうな考えております。

○大竹平八郎君 輸出入取引法に基いてすでにできておきます日本輸出入冷凍輸販株式会社あるいは日本自動車輸出振興株式会社、まだ幾つかあるのではありませんか、まずこの二つを取り上げてお尋ねしたいのであります。実績について簡単によろしいのですが、内容は御説明願ひたい。同時にこの両者に対して、従来中小貿易業者から特

別非難の点等について当局が陳情を受けておるかどうか、この点を伺いた

○政府委員(松尾泰一郎君) 今正確な実は資料を持ち合せておりませんが、正確にはちよつとお答えができません。マログ・カン詰につきましては、過去におきましては、この共販機関がたしか窓口商社として五、六社を指定したわけでありまして、その結果いろいろ問題が起つたわけでありまして、昨年以來このマログ・カン詰の輸出組合の方で、組合員間の協議がまとまりまして、一応大商社も中小の商社も実績主義でいこうということになつたわけでありまして。たしかその実績業者は四十数社といふふうな記憶をいたしておりますが、ところが、その四十数社のうち、たしか半分以上程度の人々は、ほんとうに過去においてさういふ実績を持つておつたというのであります。その実績が非常に少ない。それくらいの実績では、商売をやる実価値もないというふうな人もあつたのであります。従つてさういふ人たちは、実績を護つてよろしいといふふうなことになる。大商社に実績を譲られた方もありまして、また、その小さな実績なりにやつておられる方もあります。それからまた、小さい実績者同士で譲り受けてかなりの単位になつてやつておられる場合もある、大体三つの場合があるんじゃないかと思つております。現在のところは、マログ・カン詰につきましては、輸出業界におきましては、大企業も、中小商社の間におきまして、何ら摩擦なく円滑に動いておるといふふうな了解しております。

別非難の点等について当局が陳情を受けておるかどうか、この点を伺いた

私自身何ら苦情を受けたことはござい
ません。それからただいま鮫鱈カン詰
の方についてはちよつとはつきり記憶
をいたしておりませんので、申しわけ
ございません。

○大竹平八郎君 本案に関連をいたし
まして大臣にお尋ねいたしたいと思
うのでありますが、参考人並びに各委員
からの陳述、並びに質問等を聞いてお
りますと、官僚的統制にならないよう
にとり声が多いためではないかと
が、この点につきましては、十二分に
御注意を願つてやつていただきたいと
思うのでありますが、これに関連をい
たしまして、かつてできましたこの特
定物資輸入臨時措置法なのであります
が、これはこれくらいおそらく官僚的
統制と申しましようか、まあ、もう少
しく卑近に申し上げるならば、買
取機関自体が政府だというよりなこ
とになって、実に生殺与奪の権を産省
が握つておるのであります。この特
定物資輸入臨時措置法という法は、あ
くまでわれわれは臨時措置法という
ように考へておるのであります。こ
れを廃案にするか、あるいは改廃を
するとかいうことは、お考へは現在に
おいていかがになつておるのでありま
しようか。

○國務大臣(水田三喜男君) 御承知の
ように、特定物資の問題は、差益が非
常に多いために、それを中心にしてい
ろいろ問題が起つておりますので、や
むを得ず行なつておる措置でございま
して、そういう情勢がなくなり次第、
これはなくしたいと思つております。
○大竹平八郎君 まあ、これは、たと
えば一つの例をとりますと、昨年の国
会あたりで非常に問題になつたバナナ

の例などを一つあげてみますと、差益
金が二十八年の十月には一かご千七百
八十三円であつたといふものが、昨年
全苗運といふようなものが突如として
出て参りまして、これが入札制に変え
られて、差益金が突に一かごのバナナ
に對しまして四千八百八十五円といふ
べらぼうな値段になつたわけなので
あります。これは、たしか円換算
いたしますとバナナは一かご三千三百
円になるのであります。それ以上の
差益金を取つておるといふことは、日
本よりなもうこゝろ国際取支もき
わめてよくいつておる政府のやり方と
して、差益金制度自体といふものが、
われわれはとるべきではないと思
うのです。ことにいわんや、その元値
以上のものをこれをしほり上げる、と
言ふと語弊がありますが、しほり上
げておるといふことは、大きな困とし
ての立場からいつて、決して私は感心
すべきものじゃないと思つてありま
す。まあ幸いにして、同じ昨年の中
において御反省をされたのでありま
しよ。輸入業者のいわゆる実績制度に
變つて、値段もだいたい下つたのであり
ます。それでも二千八百六十二円とい
ふような差益金を取つておるのであり
ます。これはまあ具体的な一つの例な
のであります。こゝろい問題につき
まして、できれば大臣の今後のお考へ
を伺いたしたいと思います。

○政府委員(松尾泰一郎君) ただいま
大臣からお答へがありました。よろ
に、正常な貿易といふ点からい
ますと、こゝろい輸入税類似の差益を取る
といふことは、どつちかといふと、や
や邪道であるといふことは、これはい
なめないであります。従いまして、

事態が正常に復歸いたしますれば、で
きるだけ早くやめるべきものだ、と、わ
れわれは確信をいたしております。こ
ろが遺憾ながら、現在こゝろい不急
不要物資につきまして輸入の制限をい
たしております結果、やむを得ず輸入
に伴う不当な差益が発生するといふこ
とで、それを放置いたしておきま
す。割当事務にいたしても、ある
いはその申請額の激増とかいふよう
な面もありまして、いろいろな問題が
生じたので、現状からこれは判
断いたしますならば、ある程度の差
益を國家に納める方が、かえつてこ
ろい取引の秩序といふ点から見ると、
健全なやり方ではないか、こゝろいこ
とでやむを得ざる次善策としてとられ
ておるような次第であります。やり
方につきましては、先生が今言われま
したような入札制のやり方もありま
すし、あるいは定額制といふふうなやり
方もあるわけでありまして、われわれ
といたしましては、事務的には入札制
の方が非常に行政事務としては簡単な
んであります。また、それには今先
生の言われましたような弊害も併
ま大部分のものにつきましては大体
定額制を、定額差益徴収制度と申しま
すかといふようなものをつつておるの
であります。今後の運用につきま
して、十分慎重に配慮していきたく
う思つております。

○大竹平八郎君 この問題はいずれか
の機会に譲りまして、最後に一つお尋
ねをいたしたいのであります。この
特定物資の輸入差益金が、大体御承知
の通り財政投融資に使われておる。こ
れはまあ何十億になるかわかりませ
んけれども、私どもは、これがすぐ

に廃止をすることができなければ、
せつかく差益金によつて得た金額なん
であります。財政投融資といふより
か、むしろ、この通産省関係の貿易振
興といふようなものに大いに使つても
らう方が、何といひますか、一般の業者
の意気込みといひますか、また考へ
ていひますかといふことに、非常にマ
ツチするんじゃないか、こゝろいふ
考へているのであります。この一点
をお伺ひいたしまして、私の質問を終
りたいと思ひます。

○政府委員(松尾泰一郎君) かねてわ
れわれの申しておりますと同じよう
な点を御指摘願ひまして、非常に心強
く思つてあります。われわれとし
ては、えらく努力をいたしまして差益
を徴収いたしておりますので、でき
ばこれを貿易振興費に回してもらいた
いといふ気持は持つておるのであり
ますが、國全体の財政の都合もありま
す。今言われましたような財政投融資
の方に回つておりますが、しかし、ま
率直に申し上げますならば、われわれ
もこゝろい努力をしております。だ
少しは一般会計からの貿易振興費も
やしてもらいたいといふふうな要求も
いたしまして、こゝろの貿易振興の予
算も、御存じのように若干ふやしても
らつたような次第であります。まあ、そ
れがすぐそのまゝ貿易振興費には回
っておりませんが、若干さういふメリツ
トも考慮されているのではないかと
考へております。われわれとしては、
先生の言われると全く同感でありま
して、主計局との折衝におきまして、わ
れわれはしよつちやう、さういふこ
とを申しております。まあ、ま
体の財政の関係からいひまして、あま

り自分の畑だけに都合のいい議論も
きかねますので、遠慮してござい
ます。精神をいたしましては全然同感
でございます。

○加藤正人君 一点だけ……指定機
関のことについては、ただいま御質問
がありました。過Hの公述人が、
みなこれについていろいろな心配を
持つておられることを陳述されたので
あります。そのことに対する今の質
問に對して御答弁があつたのであり
ますが、どうもさういふ疑いが持たれる
は、一応やむを得ぬのじゃないかと思
われる節がまだあるのであります。こ
れは今後に徴してみなければ、は
つきりしませんが、われわれは依然
まださういふ心配を持つておるわけ
であります。こゝろい特權的立場に置かれて
おりますのが、つまりこの法律に
よつてこゝろい特權的な立場を一度
えられてしまひますと、自然これが永
久化されるといふようなことが、必
ずしもないとは考へられないのであり
ます。ほかの立法に對して認められて
いるアウトサイダーに對する規制命令
のものです。一時的とか、あるいは臨
時的とか、その措置にすぎないよう
に、この指定機関の問題も、この措置
によつて、一応業界も本法のねらう
りに安定し、あるいは輸出の秩序も
復された、ほほ成功したと確信され
たときには、一応この指定を解除する
といふような、今後において配慮がな
されるかどうか。これは永久化するとい
ふようなことから起るいろいろな弊害
を未然に防ぐ意味においても必要であ
る、こゝろい思つております。この法
律にはどこにも誤つてないやうである
が、こゝろい点について今後政府はど

三

らいうふうな処置するか、あらかじめそれを伺いたい。

○政府委員(松尾泰一郎君) ごもつともなお尋ねてございまして、この法律をごらん願いますればおわかり願えることだと思ひますが、今度の指定機関の指定ということにつきましては、まづ前提をいたしまして、生産業者または輸出業者の適法な共同行為というものが前提になつておるのであります。従ひまして先生の御指摘のような場合は、もうその共同行為が必要でなくなつたという場合に該当するのでないかと思ひのであります。もちろん、そういう場合におきましては、われわれといたしましてはその指定する必要をもう認めないわけでありまして、従つて、一たん指定をいたしておりました機関も、その指定の取り消しということは当然にいたさなければならぬわけでありまして、またかりに共同行為がありまして、この条文で書いておられますような、「輸出貿易の健全な発展に對して生じている著しい支障を除くため」に必要があるという、その必要性が薄らいだ場合におきましては、当然指定を取り消していくべきものであるというふうに考へております。

○加藤正人君 そういう場合は、指定を取り消すというよりなことを、法文の上に明らかにしておく方が、いいのじゃないかと思ひますが、そういう点は当然そういふふうにするというよりな御説明であります。その御説明が、ほかの法律にあるように思ひますけれども、今度ないのはどういふわけですか。

○政府委員(松尾泰一郎君) この指定機関の指定につきましては、政令でいたすことに実はなつております。従ひまして今申し上げましたような事情が變つて、その必要がなくなつたという場合には、当然政令を改正するなり、政令を廃止するなりということになりますので、ここに法律上はつきり書かなくても、当然やれるという解釈をしておるわけでありまして、

○阿具根登君 輸入組合についてお尋ねしたいと思ひますが、まあ、今度の改正は輸入協定の条件を拡充すること、僕は一つのねらいであらうと思つております。なおまた、アウトサイダーの規制を輸入組合にも行わせるようになっておるが、輸入組合というものは一つもない。どういふわけで輸入組合ができないのか、先ほど大竹委員からバナナの問題も出ましたが、輸入業者というものは非常にうまくつていふのではない。だから輸入組合はできないのではないかという意見も出ておるようでありまして、輸入組合が一つもできない。輸出組合は三十四組合もできておつて、輸入組合というものは現在まだ一つもない。それはどういふ理由か、その点を一つお聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(松尾泰一郎君) 先生の御指摘のように、輸入組合は現在一つも設立されていないのであります。それは現行法によりまして、輸入の協定の締結し得る事由が非常に制限をされておるのであります。従つて今度も輸入協定が締結し得る場合の条件を緩和したいというのが、今度の改正の三つのうちの一つの事項に、実はなつて

おるのであります。現在この輸入業者がそういう締結し得る場合は、非常に限定されております。ところが一つと、それから輸出と違ひまして、輸入の方は貿易の体制が為替管理制度下に行われておりました。輸出は自由競争的な格好にはなつていないというふうなことから、実は輸入組合の設立が非常におくられておるのは、御承知の通りなんであります。それともう一つの原因として考えられますのは、輸出組合と違ひまして、輸入組合はこの施設事業というか、海外で調査をしたり、宣伝をしたりというふうな事務が、輸出組合ほど必要でない、輸出組合ならば、そういう統制事務はなくとも、いろいろな施設事業の必要がいろいろあるわけでありまして、輸入組合の方はどうかと、そういう統制事業を目的に、そういう組合を作るよりも、業者間のやはり統制をやるという場合の方が多いためです。その統制をやり得る範囲が、先ほど申しましたように、現行法では非常に限定をされておりました。まあ今の工業塩の例でもあげられましたが、かりに工業塩につきまして過当競争の結果、国内に非常な不利益を与えておるといふことがはつきり認められない限りは、ここでかりに組合ができましたら、組合員内部の調整規定ができない建前になっております。今回の改正におきましては、そういう過当競争の結果、国際取引に比べて不利な事態が起きている、あるいはおそれがあるという場合には、そういう協定ができることになつております。従ひまして、組合がかりにありましたら、その事態に該当する場合に

は、組合員同士を規制する組合の調整規定というよりなものができるわけでありまして、従ひまして今回の改正を願ひました後におきましては、われわれは輸入組合がかなりできて参るだろう。輸入秩序の確立のために、必要な商品については、やはり輸入組合の設立が望ましいのではないかと、いふふうな考へておるような次第であります。

○阿具根登君 輸出組合はこれは三十四もできておる、いわゆるダンピングその他も非常に警戒されておる。ところが、輸入組合は非常に競争はやつておるけれども、これは全部国民に対する負担になつておる。輸入業者で損をしておるものはおられない、そういう点から考へていくならば、これこそもう少し組合を強化すべきじゃないか、組合を作るようにしむけるべきではないか、逆に政府の方が輸入組合はできないのだ、形だけは輸出組合、輸入組合、輸出入組合とはつきりこううたつておるが、輸入組合は全然姿もないのである。そうしてやはり業者はどうかと、もうけるために血の出るような競争をやつておる、そうしてそのしわ寄せは全部国民に来ておる。そういうことになるならば、政府の方もつと積極的に輸入組合を作るよう指導すべきじゃないかと思ひますが、そういう点はどうかと思ひます。

○政府委員(松尾泰一郎君) ただいま申し上げましたように、現行法によりますと、輸入組合がかりにできなくても、今、先生の御指摘のような事態をこれは矯正するための措置をとることが、非常にむづかしくなつておるのであります。それで、輸入組合も、せつ

かく皆さま作りまして、何も仕事ができぬ組合なら作らぬでよからうというところで、実はできていないのであります。今、今回のこの改正を願ひましたあとにおきましては、輸入組合を作つて、いろいろなそういう組合員同士の過当競争を防止するよう十分な措置をとることになる。従ひまして、私は改正後は組合もできて参ると思ひますし、必要あるものならば、われわれも指導して参りたい、どういふふうな考へておられますか。

○阿具根登君 次に、輸出入組合についてお尋ねしたいと思ひます。これはまた輸出入組合というものは、中国関係でたつた一つしかない。しかも中国とは貿易は制限されておつて、正常な貿易のルートに乗つておらないというときに、こういう法律によつて輸出入組合まで規制しなければならぬ、包含しなければならぬというところは早過ぎるじゃないかという参考人の強い意見もあつたと思ひますが、これに對しては、どういふふうにお考へになりますか。

○政府委員(松尾泰一郎君) この現在の日中輸出入組合の仕事のやりぶりから言ひますれば、これは先生の言われられたように、やや時期尚早というところも私は言えるかとも思ひますが、しかしながら、今後日中輸出入組合が、日中貿易が健全に発達することによつて、この輸出面につきましても、輸入面につきましても、他の条項で規定しておりますような事態がかりに起りました場合に、日中組合だからといって、やつちやいかぬと言ひ必要もないのじゃないか、われわれはこの輸出入組合、あるいは輸入組合に關する

は、組合員同士を規制する組合の調整規定というよりなものができるわけでありまして、従ひまして今回の改正を願ひました後におきましては、われわれは輸入組合がかなりできて参るだろう。輸入秩序の確立のために、必要な商品については、やはり輸入組合の設立が望ましいのではないかと、いふふうな考へておるような次第であります。

○阿具根登君 次に、輸出入組合についてお尋ねしたいと思ひます。これはまた輸出入組合というものは、中国関係でたつた一つしかない。しかも中国とは貿易は制限されておつて、正常な貿易のルートに乗つておらないというときに、こういう法律によつて輸出入組合まで規制しなければならぬ、包含しなければならぬというところは早過ぎるじゃないかという参考人の強い意見もあつたと思ひますが、これに對しては、どういふふうにお考へになりますか。

○政府委員(松尾泰一郎君) この現在の日中輸出入組合の仕事のやりぶりから言ひますれば、これは先生の言われられたように、やや時期尚早というところも私は言えるかとも思ひますが、しかしながら、今後日中輸出入組合が、日中貿易が健全に発達することによつて、この輸出面につきましても、輸入面につきましても、他の条項で規定しておりますような事態がかりに起りました場合に、日中組合だからといって、やつちやいかぬと言ひ必要もないのじゃないか、われわれはこの輸出入組合、あるいは輸入組合に關する

規定をこの際改正願う際に、必要が起つた場合には、この輸出入組合におきましても、そのいふことのできる体制にしておく方がいいのじやないかというところで、確かに現在の日中輸出入組合につきましても、すぐ政府の事務を一部組合にやらせる事ではございませぬが、法の建前なり順序から申しまして、輸出組合、輸入組合には政府の事務の一部をさせるが、輸出入組合にはさせないのだと言ふ必要もなからうというところで、この法律で存在しております輸出組合、輸入組合、輸出入組合、いずれも政府の事務を一部処理させるということにいたしましたわけでありませぬ。もちろん、この政府の事務を一部処理させると申しましても、やぶから棒にはやれないのでありまして、まず、組合の中で組合員同士がお互いに統制していこうという、いわゆる調整規定の設定というところが、まず必要になるわけでありませぬ。その調整規定の設定も、三分の二の多数の議決を要します。いわゆる総会の特別決議というもので、その組合の調整規定が設定されるわけでありませぬ。ところが、組合の多数意思によつてできた調整規定も、アウトサイダーがあるためにうまく動かないというところで、組合から申し出があつたときに、初めてアウトサイダー規制の調整規制命令というものが出るわけでありませぬ。その規制命令を出しました場合に、現行法ならば通産大臣がみずからアウトサイダーに対して承認等の行為をいたすのでありませぬが、その関係の組合から申し出があつた場合に、その事務の一部を組合にしたいだくということでありませぬ。

今後日中貿易が健全に進捗して参り、日中輸出入組合もまた健全に成長していった場合に、組合員の多数意思をもちまして、そういう組合内部でそういう調整規定を作り、アウトサイダーの規制を一つしてくれというふうな事柄が、かりに起きた場合に、お前の組合だけはやらさぬぞというのはいささか片手落じやないかということ、先ほど申しましたように輸出組合、輸入組合、輸出入組合も同様の方法になつております。しかしながら、今日の日中輸出入組合の体制からいまして、ただみずから調整規定を作り、アウトサイダーの規制命令を要請するというような切迫した事柄にはなつていないわけでありませぬ。ここしばらくは、もちろんこの規定はすぐに動かないとは思いますが、かりに将来そういう事柄が来た場合に、そういう必要も起つてくるのではないかと、こういうところ、こういう規定を挿入したわけでありませぬ。

○阿具根登君 輸出入組合の心配は、さきに述べた通りに、今まで大企業と中国との直接の貿易は非常に少い。非常に苦しい中を中小企業が今までやつてきた。ところが、これによつて大企業が大幅に入つてくるとすれば、これは大企業にすべてを取られてしまつて、今まで苦勞してきた輸出入組合というものは影をひそめてしまふのじやないか。大企業にとつてかわられるのじやないかという心配が、非常にあるようにございませぬが、これについてはどういふふうにお考えになつておりますか。

○政府委員(松尾泰一郎君) 確かにその御心配も、もつともと思つておりますが、率直に申しますと、現在の日中貿易は、比較的中小企業で行われておるわけでありませぬ。大企業がかりに出て参るとしても、今後の問題じやないかと思ひます。従つて非常に平たく議論を申し上げますならば、今中小企業、中小の業者が大部分メンバーになつております日中輸出入組合で、早回しにそういう調整規定をやる、アウトサイダーの規制命令を發動すれば、かえつて中小の利益の保護になるのではないかと、お互いの利害もありません。ところが、お互いの利害もありません。いや、これからはもう一つ新しい商品にも手出しをしたい。まだ、商品別に見ますと、そういう調整をするほどの段階に立ち至つていないと言はれることも、私ごもつとも思ひます。従ひまして組合で現在いろいろの意見が分れておられますが、いろいろの各業者の思惑から行われておるわけでありませぬ。われわれとしては、先ほど申したように業界のそういう気運が醸成し、みずから總會の特別決議でもつて、ということ、組合員の大多数がその必要を認め、調整規定を作り、アウトサイダーも一つ何とかしてくれということになつて、初めて先ほどの規定が動くことになるわけでありませぬ。業者がそういう必要を認められなければ、この規定は動かないわけでありませぬ。かりに、そんならそういう必要を組合が認めてきた場合に、大企業と中小企業の利害はどうなるかということでありませぬが、御存じのように今の輸出入組合でも、輸入組合でも、輸出組合でも、輸入組合でも、加入も脱退も自由であります。それから議決権も戦前とは違ひまして、大企業も中小企業も議決

権は同様に一個になつておるのであります。従ひまして大体あつた組合というものは、中小企業の方が数が多いわけでありませぬ。従ひまして中小企業の利益に反するということであるならば、もう組合では、その議がまとまらぬのでありませぬ。従ひましてわれわれとしては組合でそういう三分の二の議決ができるという場合には、これはもちろん若干のアウトサイダーも予想されませぬけれども、その関係の貿易業者等の相当多数の意思が、そういうことを望んでおられると判断していいのじやないかというふうにご考慮のわけにございませぬ。今申しますように、昔ならば大企業が議決権を多く持つておつたという場合もございませぬが、これは御存じのように、現在は組合の大部分が中小企業であるというところでありますので、かりにその議決があるということならば、中小企業みずからその必要を認めて、自己防衛のためにやろうということになつてくる場合を予想しております。従ひましてそういう場合は、アウトサイダーの規制命令の必要も起つて参りました。入れがあつた場合に、国の事務の一部をやつていただくというの、自然の行き方じやないか。決してこの法律の意図するものは大企業、中小企業の摩擦は起らないのではないかと、どつちかというところ、二の大企業から見ると、中小企業に引きずられて、一緒に入つても何も利益がないという非難を比較的われわれは聞かされております。船頭が多くて動きが悪いという非難は聞かされておるのであります。中小企業の方面から、いろいろ心配はあるのであります。私はその点はまさしく誤解であり、今の組合の実態から見まして、そういうことあり得ないような体制に、実情もそうでありませぬし、法の組み方もそういうふうになつておるわけでありませぬ。この調整事務の一部を組合にやらせる結果、大企業が専横をきわめるといふようなことは、絶対に起りませぬし、私はそういう心配は單なる杞憂じやないかというふうにご考慮しております。

○阿具根登君 最後に、三十二条の役員解任の点について御質問申し上げますが、これによりまして、通産大臣は「役員たるに適しない非行をしたと認めるときは、これを解任することができる」ということになつておるわけですが、そういうこと、これは非行といふ問題の解釈にもなるのでありませぬけれども、通産大臣がこれはやめさせたいと思つたらば、自由にやめさせられ、こういう結果になるのではないかと、きのうもちよつと申し上げたのですが、これとは全然性格は別であつても、今度問題になります東北興業株式会社等のごときも、莫大な金を投下しておられるが、何ら仕事をしておらない。東北の議員の人たちは、一生懸命になつておられますけれども、實際にでたらめきわまる。そういうのを見ると政府の意思に反して仕事をしようとするれば、政府がちゃんちゃんと首を切つていって、一年のうち二人も三人も使用者が、責任者が變つておる。やれつたつてやれないではないか、こういう不満が出てきているわけですが、これとは性格が違ふけれども、そういうふうにご考慮しておらないようなことをする場合には、役員に適しない非行

だというよりなことを拡大解釈されて、次々に役員を首切られたのでは、これは統制と言われても、政府の意思通り動かすのだと言われても仕方がない、こういうふうに見えるのですが、この役員解任の問題について、どういふようにお考えになつてゐるか。

○政府委員(松尾泰一郎君) 解任ができるということにいたしましたのは、法のバランスという建前からでありまして、事いやくも、国の行政事務を、関係の組合に処理していただく以上は、その役員事務を不当に処理したり、また、役員たるに適しない非行をした場合に、解任することができるといふことでありまして、事務の処理の對象になる、いわば統制をされる側の利益ということも、法の建前としては十分に考えなければならぬということ、いやしくも国の事務を実施するものが、さういふ悪いことをした場合に、それをやめさせるということによつて、その統制をされる側の利益を保護をするという見解に実は立つてゐるわけでありまして、決してこれをみだりに乱用して首を切るとかいうようなこととは、私は現実問題としてはあり得ないのでありまして、御存じのように、今の輸出組合は任意設立でありまして、業界の意思でもつてできておる組合であります。みんな業界から選出をされたりつばな人が出たおられるのでありまして、普通の特殊機関の役員というものは、性格が違つておるわけでありまして、まあいわば伝家の宝刀的な意味合いから、さういふ解任権を持つておるということだけでありまして、もちろん、その場合におきましても、聴聞会を開いて十分議論を尽くした

後にやるとかいうよりな所要の規定もあることは、御存じの通りであります。まあ、役員というものの生い立ちから見まして、今、先生の御指摘のような心配は率直に申しまして、杞憂じゃないかと思ひますし、また、われわれがさういふことをやろうとしても、やれない。また、さういふことは、今の業界の実情からいいますと、考えられんことじやないかと思ひます。従つてまあ、業界役員はさういふ事務を不当に処理されるときか、非行があるということも、ほとんどなかつたと思ひます。従つてまあ、先ほど申しますように、統制される側の身になつても考えなければならぬという、法の均衡という、たださういふ法理の建前からさういふ条件を入れたような次第であります。

に思つてありますが、その点はいかがですか。

○政府委員(松尾泰一郎君) この場合の役員解任といふのは、いわゆる役員の人権に關するやうな解任ではないことは御存じの通りであります。いやしくも、国の行政事務の一部を担當願つておるから、従つて役所としては、その事務をしていただく以上は、その事務の對象になる業者の立場を考慮したい。さういふ趣旨であります。従つて、これは当然その組合内部で自律的に規制があり、さういふ場合の悪い役員は、当然次の改選期においては選任されないということにはなろうと思つておるわけですが、繰返して申し上げておるわけですが、この事務を一部新しくしていただく以上は、それの国の事務の統制を受ける側の立場から見ると、さういふ保護的な規定が必要ではないかという判断に基いておるのであります。

○阿具根登君 さうすると、その逆説も成り立つわけなんです。任意組合であつて、その中から適当な人が選ばれて役員になる、それを解任するのは通産大臣である。さういふ中からつばな人が選ばれたのであつたらば、解任されるやうな非行のある人だつたらば、その組合が当然解任すべきであつて、この組合の自主性によつてやるべきであつて、それを大臣が解任する権限を持つておるといふことはどうもおかしい、さういふことにはなりませんか。ほかの組合でも、おそろく組合で選出をしたといつた役員であるならば、その解任はその組合の總會なり、大会なりにおるべきものであつて、たとえば政府が命令した役員であるならばこれは政府が解任する、さういふことも言えるではないか、かやう

○政府委員(松尾泰一郎君) 先ほど申しましたように、輸出組合にいたしましたも、今後できます輸入組合にいたしましたも、業界の任意設立でありまして、業界からいろいろさういふ議が起きてさういふ組合を作ろうといふので、彼ら同士の間で役員が選ばれていくわけでありまして、従つて、それについては政府は何ら関与もしておりませんし、また、私はさういふことでは思つておる。ところが、その国の事務を取り扱はせるとなると、役員としてさういふ資格を要すると、かくかくの資格でなければ組合の役員になれないとかいふようなことは、實際問題としてそれは非常にむづかしいことであらう、かえつて組合の自主的な、また自律的な秩序を乱すことになるんじゃないかといふことで、一応できたものを善なりと認めて、国の事務を委任すると、その結果方々さういふ非行があつた場合に解任するといふことであらう、事前に組合の役員資格をきめておくことは、私はかえつて組合の自主性を阻害しはせぬかといふふうには考へておるのであります。これは議論になる点かと思ひますが、現実問題として、自然発生的にできました組合を、行政事務を委任するに當つて、特にそのとたんから役員資格についてある一定の条件を課するといふのは、これは實際問題としてむづかしいじゃないかといふふうにお考へしております。

○阿具根登君 國が關係してさういふものを作らせるといふのは、それはさういふふうには言われる通りになるかもしれませんが、さういふふうには、自主的な任意組合であるとするならば、その組合内部の規約なり規定なりで、おそろくそ

れはどの組合でもできるであらうし、それは常識であらうと思つておる。さういふふうには役員に値しない非行をした人、その途中であつたことを指摘されておるかも知れないけれども、さういふ人を組合自体が置いておくといふことが考えられるかどうか、このことなんです。組合自体が大臣から首を切られるまでじつと見ておるやうな、さういふ組合であるかどうか。組合であればあるほど、もつと嚴重に役員というものを對する考へ方は持つておる、私はさういふ思つておる。こちらから言へば自主性を阻害するんだとおつしやるし、また、今の答弁を聞いておると、自主性は信用しないのだ、任意組合といへども、國の事務を移管するならば、國がその解任の権限を持つておるんだと、矛盾した言葉になつてきはしないかと思つておる、それからまた、長くなりましてから先に進みますが、その先に参りますと、さういふ場合、苦情があつた場合、これもまた苦情の処理は首を切つた通産大臣がやるやうになつておる。聴聞会もあるやうになつておるけれども、それにしてもいづれにしても、その権限を持つておるものは通産大臣である。通産大臣がこれは役員に適しない非行をやつたんだとして首を切つて、今度はこの人が、いや、さうではありませぬ、再審願ひますと言つてきて、これを再審議するのは通産大臣であるとするならば、これはただ書いてあるだけであつて、何にも役員に對する思ひやりといふか、それはない。國がさういふ役員はかえられると、さういふ結論に思つておるのですが、そこま

で御説明願ひます。

で御説明願ひます。

○政府委員(松尾泰一郎君) かりに、組合の役員でそういう非行があつた場合に、組合自体で組合内部のいわゆる制裁というので、そういう人はやめることになるのではないか。従つて、大臣の介入は必要ではないか。従つて、これは御存じのように、組合というものはやはり組合員の組合である。で、国の事務を扱わせるという方は、組合員に対する事務でもありますが、組合員に対する事務でもありませんが、また、組合員以外のアウトサイダーに対する事務をも、組合員にもやらせるといふことになるわけでありませう。従つて、組合員だけの立場から見ますと、そういう悪いことをした役員は、当然組合の総会でも問題になり、自己制裁といひますか、内部制裁といふものが行われるとは思ひますが、アウトサイダーとしては、それに対して何らの発言権もなければ、関係はないわけでありませう。そういう点も考えますと、アウトサイダーの利益保護といふふうな観点から見まして、やはり解任権といふものは必要ではないかといふ論議になると思ひます。

第二点の、そういう悪いことをした役員を解任させる場合に、聴聞にかけて、利害関係人の意見を十分に聞いていたすわけでありませう。そこで、なるほど役所の判断が誤まつておるといふことあるならば、そこで当然反省をされることに私はなろうかと思つておられます。しかし、その後におきまして、なお不服の申し立てがあつた場合には、当然同じ大臣が処理するのだから同じじゃないか、効果が無いじゃないかと思つしやるわけでありませうが、少くとも私は慎重に審議をされるの

は世の常でありまして、再審査とか、レビューといふことはもちろんあるわけでありまして、同じ大臣がやるから全然価値がないとも言えないのではないかと、しかし、大臣はその前の聴聞会によつて利害関係人の声、特にその当該役員の見解を、もちろん十分に聞いてやるわけでありませうので、私は個人的な意見としては、あまり不服といふような段階には行かないのではないかといふふうにも考へておられます。なお、先ほど来申しておられますように、これは法理論上のバランスの規定でありまして、決してこれをむやみに発動するといふことは実際はあり得ないことと、今申しますようなバランスと、アウトサイダーの利益保護というふうな点から見た、まあ伝家の宝刀的なものであつて、それがむやみやたらと発動されることは、実際問題として、われわれも予想しておりませう。また、そういうことがあつてもいけないと思へておられます。

○近藤信一君 大へん時間もおくれておられますので、ただ一点のみをお尋ねしておきたいと思ひますが、本法律案改正によつて、第二十八條の第五項で、今後輸出組合などにアウトサイダー規制の命令が出た場合の規制事務の一部を行わせることができるようになるわけでありませうが、一体どんな事務を行わせるかといふことは、なかなか重大な問題でありませうから、この命令を定めるに於いて、あらかじめ輸出取引審議会に諮問して慎重を期する方がよいと思ひますが、その点のよろに考へておられますか。御所信をお伺ひいたします。

○政府委員(松尾泰一郎君) この原案を作りました場合におきましては、申し上げるまでもなく規制命令を出します場合には、当然この輸出入審議会に諮問をして、慎重を期することになつておるわけでありませう。規制命令といふのは、いわゆる政府と業者との間を規制する規制命令であります。その場合には、当然その輸出入審議会に於いて、慎重を期するといふことになつておられます。関係上、そういう慎重な手續を経た規制命令の事務を今度組合当局にやらせるということとでありまして、それは言いかえてみますと、役所と組合との間の行為になるわけでありませう。従つて、それは事前の行為について輸出入取引審議会の議を経てやつておるのだから、それほどの必要はないじやないか。通産大臣がみずからやるか、組合をしてやらせるかといふだけの差だから、まあそこまでの必要はなからうかと思ひますが、その場合は組合の申し出によつてやるわけでもありますが、その必要はなからうかといふことではありませうが、もし、なお慎重の上にも慎重を期せといふことではありますれば、取引審議会にわれわれとして事実上かけてもよからうかと思つておられます。また、当然規制命令を出す場合には、これは関係の組合はどこだ。それは関係組合に事務をやつてもらふのかやつてもらわないのかといふふうな、実際問題として、そういう相談事も一緒にできるというふうな便宜もありまして、法体系としては、われわれとしては、まあ必要なからうか、こつちを考へてお

○委員長(松澤兼人君) 速記をとめて。〔速記中止〕
○委員長(松澤兼人君) 速記を始めて下さい。
ほかに御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(松澤兼人君) 御異議がないと認めませう。
それでは、これより討論に入ります。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べをお願いします。
なお、委員長の手元に、近藤信一君、古池信三君、豊田雅孝君及び大竹平八郎君の連名をもちまして、各派共同提案の形で、修正案及び付帯決議案が提出されております。本修正意見見たは付帯決議の御意見は、討論中にお述べをお願いします。
○近藤信一君 私は、日本社会党を代表して、本法案の一部を修正し、かつ付帯決議を付することを条件として、賛成するものであります。
まず、修正案であります。これは各派共同提案でありまして、修正全文はお手元に配付してあるので、朗読は省略して、そのまま速記録に御掲載願ひたいのであります。
この修正の趣旨を御説明申し上げますと、第一点は、原案、すなわち政府案第三十二條の二に関するものでありまして、原案では輸出組合等にアウトサイダー規制の事務処理の一部を取り扱わせる場合に、その組合の役員が事務を不当に処理した場合等が規定されているのであります。その理由の中に、「役員たるに適しな

い非行」といふような、明確を欠くものがあり、この解任権が乱用されて、官僚制の色彩を濃くする心配があるのであります。そこでこの点を若干修正して、政府の行い得ることは、解任の勧告程度にとどめ、実際の解任は、これを組合の総会によつてとし、民主的に実施させることとし、そして正当なる理由のない限り、組合は解任しなればならないということにしたいのであります。これに伴ひ、第三十八條第一項にも所要の修正を加えることにいたしました。
第二点は、同じくこの第三十二條の二に関するものであります。修正案文としては第三十七條になります。この第三十七條は、通産大臣が輸出入取引審議会に対し諮問しなければならぬ事項を列挙してある条文であります。この中に、第三十二條の二を加えることとし、前に申し上げたアウトサイダー規制命令に関する事務の一部についても、他の多くの政令、省令と同様に、輸出入取引審議会に諮問して、広く各方面の意見を聞いた上で、慎重にこの政令を制定せよとするものであります。
以上が修正案の要旨であります。このように修正しても、なお本法の運用が、中小商社、中小企業者等に悪影響を及ぼす危険なしとしないので、やはり共同提案として、付帯決議を付することとしたのであります。
その案文を朗読いたします。
輸出入取引法のの一部を改正する法律案に対する附帯決議
政府は本法の施行に當つては、特に次の諸点を注意すべきである。

一、指定機関の濫立を防止するとともに、該機関並びに規制事務の処理を行う組合の運営については大企業に偏することなく、中小企業の利益を充分尊重するより配慮すること。

二、本法を、政府によって貿易が統制される相手国との貿易等に適用することは真に必要やむを得ざる場合に限り、その運用に慎重を期すること。

附帯決議案については、別に御説明申し上げる要もないと存じますので、省略しますが、右共同修正案とともに御賛成願いたいのであります。

わが党といたしましては、本法案が、官僚統制強化、組合の公団化、大商社の利益壟断とならないかという心配はなかなか消えないのであります。が、さりとて、貿易において過当競争が行われることによつて起る弊害もまたさすこぶる多いので、これを除去することがやむを得ざる措置として必要であることは、これまた認めざるを得ないのでありますから、従いまして、ただいま申し上げました修正を行い、附帯決議を付することを条件として、本案に賛成することになった次第であります。

○豊田雅孝君 今回の改正によりまして、輸出入取引の規制が一段と強化せられるのであります。ことに、指定機関によりまする一手買取販売は、運用よろしきを得なかつたならば、規制強化の実が上ります半面におきまして、従来実績の少ないもの、換言いたしまするならば、中小の生産者、ないし中小の商社の利益を脅やかすに至るおそれがあるかと考へるのであります。従つ

て、この点に政府は十分に、しかも、絶えず留意せられまして、遺憾なきを期するようにならば、遺憾なきを期すに、ただいまの近藤委員提案の修正案並びに附帯決議案に賛成をいたしまして、本案に賛成するものであります。

○古池信三君 私は、自由民主党を代表いたしましたして、本法案に修正を付して議決することに賛成いたします。なお、附帯決議案についても同様賛成いたします。

○大竹平八郎君 私も、自由民主党並びに緑風会、それから提案者の社会党案に賛成をいたします。

○委員長(松澤兼人君) ほかに御発言もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(松澤兼人君) 御異議ないと認めます。それではこれより採決に入ります。

まず、近藤君外三名提出の修正案全部を問題といたします。本修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(松澤兼人君) 全会一致と認めます。よつて近藤君外三名提出の修正案は可決されました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除いた原案全部を問題に供します。修正部分を除いた原案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(松澤兼人君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致を以て修正すべきものと議決されました。

次に、討論中に述べられました近藤君外三名提出の附帯決議案を議題といたします。本附帯決議案を本委員会の

決議とすることに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(松澤兼人君) 全会一致と認めます。よつて、近藤君外三名提出の附帯決議案は、全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

なお、ただいまの決議につきまして、この際政府の所信を伺いたいと存じます。

○國務大臣(水田三喜男君) ただいまの法律案に対して行われまして御決議の趣旨を十分尊重して、政府としましては、今後の運営の万全を期したいと存じております。

○委員長(松澤兼人君) なお、本会議における委員長の口頭報告の内容、議長に提出する報告書の作成その他自後

の手続につきましては、慣例により、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(松澤兼人君) 御異議ないと認めてさう決定いたします。

それから、本案を可とされた方は順次御署名を願います。

多数意見者署名

阿具根 登 近藤 信一

藤田 進 大竹平八郎

小西 英雄 青柳 秀夫

後藤 義隆 高橋 衛

小輪 治和 加藤 正人

白井 勇 高橋進太郎

豊田 雅孝 古池 信三

西川弥平治

○委員長(松澤兼人君) なお、討論中において朗読を省略いたしました修正案につきましては、近藤君の要求の通

り、これを会議録に掲載することになります。ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(松澤兼人君) 速記をつけ

次に、技術士法案を議題といたします。昨日に引き続いて質疑を継続いたします。御質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

○阿具根登君 時間がありませんから、一、二点質問を申し上げます。本法案によりまして、大学卒業程度の基礎的な学力を持ち、いわゆる大学を卒業して七年間実地をやつてきた人であつて初めて受験資格ができる、こつう非常に高度なものでございます。諸外国に對し、また国内に對して、技術士という名称を独占的につけて出すことかと思ひますが、これに對してただ名称だけを独占的に与えたというだけで、何の裏づけもないが、こつうことで実質的にやつていけるかどうか。そつういふ点について御説明を願います。

○政府委員(秋田大助君) 名称独占のみで、果してこの法律の企図する効果を上げ得るやいなや、言いかえれば、業務独占にするべきではなかつたかといふお考えが、その背後にあるのではなかつたかと思ひますので、こつういふ点、今日、技術士会の任意団体に四百数十名の方が所属されております。ただ、業務独占をすることにによりまして、そつういふ技術士の仕事のでき得る人の数が實際上制限されることか、果して実情に合ふやいなやといふ点を、われわれは考慮しておるのでござい

ます。また、相當の信用のおける人、技術の知識のある方、ことに経験のある方に對しまして、相當の資格を付与し、資格を条件といたしまして技術士という名称を使つていただくのです。これを業務独占にしてしまつて、こつうことが果してどうであらうか。數の問題にも関連し、同時にそつういふうな、ある意味においては、ほとんど統制的色彩が強く現われるのでござい

ます。やれなくしてしまつて、こつうことが、この際どうであらうかといふ点を考慮いたしまして、現在の段階では、名稱の独占の段階にとどめまして、こつうの制度の健全な発達、円滑な運用をはかつて、しばらく事の推移を見てもおそくない。むしろ、それが實際的ではなかつたかといふやうなことを考慮に入れて名稱独占をいたしました。そつうして、この法律の施行をみまするならば、昨日も申し上げました通り、科学技術庁のPR運動と相付つたらば、十分効果を上げ得るもの、こつういふ確信をもつて提案をいたしておる次第でござ

います。

○阿具根登君 私も、わが國の今までの状態を見ましても、學者、科學者、技術者等に對する非常なる待遇があつた。こつういふ一面から考へてみましても、この技術士法案なるものには、非常なる賛意を持つておるものでござい

ますが、しかし、ただ、名稱だけではないで、こつういふことを考へておられるかどうかといふ問題は、おそれられるかどうかといふ問題は、おそれられる方が多數ありかと思ひます。そつうした場合に、その人たちに對して、特別な優遇案を考へておられる

す。また、相當の信用のおける人、技術の知識のある方、ことに経験のある方に對しまして、相當の資格を付与し、資格を条件といたしまして技術士という名称を使つていただくのです。これを業務独占にしてしまつて、こつうことが果してどうであらうか。數の問題にも関連し、同時にそつういふうな、ある意味においては、ほとんど統制的色彩が強く現われるのでござい

ます。やれなくしてしまつて、こつうことが、この際どうであらうかといふ点を考慮いたしまして、現在の段階では、名稱の独占の段階にとどめまして、こつうの制度の健全な発達、円滑な運用をはかつて、しばらく事の推移を見てもおそくない。むしろ、それが實際的ではなかつたかといふやうなことを考慮に入れて名稱独占をいたしました。そつうして、この法律の施行をみまするならば、昨日も申し上げました通り、科学技術庁のPR運動と相付つたらば、十分効果を上げ得るもの、こつういふ確信をもつて提案をいたしておる次第でござ

います。

○阿具根登君 私も、わが國の今までの状態を見ましても、學者、科學者、技術者等に對する非常なる待遇があつた。こつういふ一面から考へてみましても、この技術士法案なるものには、非常なる賛意を持つておるものでござい

ますが、しかし、ただ、名稱だけではないで、こつういふことを考へておられるかどうかといふ問題は、おそれられるかどうかといふ問題は、おそれられる方が多數ありかと思ひます。そつうした場合に、その人たちに對して、特別な優遇案を考へておられる

す。また、相當の信用のおける人、技術の知識のある方、ことに経験のある方に對しまして、相當の資格を付与し、資格を条件といたしまして技術士という名称を使つていただくのです。これを業務独占にしてしまつて、こつうことが果してどうであらうか。數の問題にも関連し、同時にそつういふうな、ある意味においては、ほとんど統制的色彩が強く現われるのでござい

ます。やれなくしてしまつて、こつうことが、この際どうであらうかといふ点を考慮いたしまして、現在の段階では、名稱の独占の段階にとどめまして、こつうの制度の健全な発達、円滑な運用をはかつて、しばらく事の推移を見てもおそくない。むしろ、それが實際的ではなかつたかといふやうなことを考慮に入れて名稱独占をいたしました。そつうして、この法律の施行をみまするならば、昨日も申し上げました通り、科学技術庁のPR運動と相付つたらば、十分効果を上げ得るもの、こつういふ確信をもつて提案をいたしておる次第でござ

います。

○阿具根登君 私も、わが國の今までの状態を見ましても、學者、科學者、技術者等に對する非常なる待遇があつた。こつういふ一面から考へてみましても、この技術士法案なるものには、非常なる賛意を持つておるものでござい

ますが、しかし、ただ、名稱だけではないで、こつういふことを考へておられるかどうかといふ問題は、おそれられるかどうかといふ問題は、おそれられる方が多數ありかと思ひます。そつうした場合に、その人たちに對して、特別な優遇案を考へておられる

す。また、相當の信用のおける人、技術の知識のある方、ことに経験のある方に對しまして、相當の資格を付与し、資格を条件といたしまして技術士という名称を使つていただくのです。これを業務独占にしてしまつて、こつうことが果してどうであらうか。數の問題にも関連し、同時にそつういふうな、ある意味においては、ほとんど統制的色彩が強く現われるのでござい

ます。やれなくしてしまつて、こつうことが、この際どうであらうかといふ点を考慮いたしまして、現在の段階では、名稱の独占の段階にとどめまして、こつうの制度の健全な発達、円滑な運用をはかつて、しばらく事の推移を見てもおそくない。むしろ、それが實際的ではなかつたかといふやうなことを考慮に入れて名稱独占をいたしました。そつうして、この法律の施行をみまするならば、昨日も申し上げました通り、科学技術庁のPR運動と相付つたらば、十分効果を上げ得るもの、こつういふ確信をもつて提案をいたしておる次第でござ

かどうか。これは国家が試験をして、しかもこういふ称号を与える。PR けつこうですけれども、まず自分の所管内にある、こういふ技術者に対して、しかもこういふ国家試験を受けてこれに通らない人は、今まで技術者としていても、その人たちが大きな開きがこれに出てきたということになれば、国家が使っておるそういう人たちに対しては、何らかの優遇策を考えておられるかどうか、その点をお聞きいたします。

○政府委員(秋田大助君) 技術官吏がこういふ試験を受けられることは当然でございますが、官吏の職を奉ぜられておられる以上は、登録まで済んでなければ、この技術士の業務に従事できないことは当然でございます。しかしながら、試験に合格をしているという合格証だけは差し上げることができるような建前になっておりますので、この試験を受けられて、通過したことに よりまして、特別に優遇措置をこれによつて講ぜられるかと申しますと、直接は講ぜられないと思ひます。また、それが趣旨ではないのでございます。技術士制度の名称独占でございますが、この制度の確立によりまして、また、健全な実施によりまして、わが国の科学技術一般の水準を上げ、産業の能力を増進することによりまして、国民経済の発展興隆に寄与したいという点に重点があらうかと思われまふ。技術者一般の優遇あるいは国家公務員であられる技術関係の方、研究員であられる方に対する待遇の改善、優遇の措置につきましては、先般の公務員の給与改訂の際にも、ある程度の改善をいたしたと同時に、ことに規定の実施運用に

ついて、従来政府としては非常に注意をして、運用を誤まりなくしたい、こう考えておる次第でありまして、今日でもまた技術庁におきましては、研究職員等の待遇改善について、いろいろと打ち合せ等もいたしておるよりな次第でございます。

○阿具根登君 そうしますと、技術士その人に対しては何の恩恵もなく、ただこういふ名称を冠せられただけであつて、そうしてこういふ名称を冠して、諸外国に対する技術の提携あるいは日本の国内における大は原子力から、小は機械工場までなんでしようが、そういうものの指導をさせるんだ、これだけですか。

○政府委員(秋田大助君) ただそれだけとは言いきれないと思ひます。こういふ制度が確立をされますならば、おそらくだんだんと技術士を利用される方がふえて参り、またふやしてくるものと、この法の企図するところでございます。従ひまして、そういう技術者が御商売がそれだけ繁盛してくるわけでございます。それはやはり技術者一般に対する刺激ともなりまふ。また、東南アジア等へのプラント輸出の進出等につきまして、やはり公認の技術士といふもののお名前が使へること、非常にプラント輸出、貿易の振興に相当関係があるということを、現在技術士会に属しておられてそういう方面のお仕事に従事されておられる方から言われておりますので、この法案が通過実施されますならば、技術士の方には実質的にいろいろな利益にもなりまふし、同時に貿易の進展にも資し得る、こう考えておる次第でございます。

○委員長(松澤兼人君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(松澤兼人君) 速記を始め。ほかに御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませぬか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(松澤兼人君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願ひたいと思ひます。

なお、委員長の手元に白井勇君、近藤信一君、豊田雅孝君及び大竹平八郎君の連名をもちまして、各派共同提案の修正案が提出されております。本修正意見は討論中に述べを願ひます。

○白井勇君 私は技術士法案に賛成をするものであります。ただ、この法案の提案理由にありまするよう趣旨からいたしまするといふと、本案の内容といふものは非常に無力でありまして、今後順次その改正整備をはかつかねなければならぬと思ひるのであります。さしあたりまして、特に一点だけ各派共同修正の形で修正を加えておく必要があると思ひます。それは日本技術士会に關します一つの条項を入れるということとでありまして、内容につきましてはお手元に差し上げてありますプリン

トの通りでありまして、これをそのまま速記録に載せまふようにお取り計らいを願ひたいと思ひのであります。が、要しますに試験を通りました者が、全国一本にまとまりましてをしてお互い同士に連絡をとつて振興改善を

はかつていくといふふう内部でまとまりまふとともに、技術を特に利用いたしておられる人たちに對して十分連絡をとつて、この技術士といふものが活躍できるようによりどころを作つておく必要があると考へるのであります。これは自治的に一任をしておけばいいといふことも考へられますけれども、しかしながら、歴史を持つております建築士法におきましても、やはり今回の国会におきまして同様の修正が要求をされておりますし、美容師法におきましても同様の条項が入つておる。それらの点から見ましても、やはりそういう一つの団体を作りまするよりどころを、法におきまして制定をしておくという必要があるといふことは、はっきり立証されておると思ひます。この点だけ修正いたしまして、賛成いたしたいと思ひます。

○豊田雅孝君 技術士の制度を新たに設けまふことにつきましては、産業技術の向上のために心より賛成をするものであります。しかしながら、この程度の内容で、果して技術士制度の効果を上げ得るかどうかといふことにつきましては、相当疑問を抱かざるを得ないのであります。従つて将来は特典の付与でありまるとか、その他本制度の強化をはかるように、十分政府において努力せられんことを要望いたしますとともに、ただいまの白井委員の提案の修正案に賛成いたしましたして、本案に賛成するものであります。

○阿具根登君 私は日本社会党を代表いたしましたして、本法案並びに修正案に

賛成いたすものでございます。質問の中にも述べましたように、名称のみで技術士の優遇をおおりにするということになれば、それこそ名称だけになつてくるものと思ひます。わが国の科学者、技術者、学者等の現状を見ましても、きわめて憂慮さるべき現状にあることを私どもは聞いております。そういう点にも十分留意されますように希望をしまして、賛成を表明するものでございます。

○大竹平八郎君 私も本法案に賛成をいたし、同時に白井委員の修正案に賛成をするものであります。

○委員長(松澤兼人君) ほかに御発言もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませぬか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(松澤兼人君) 御異議ないと認めます。それではこれより採決に入ります。まず白井君外三名提出の修正案全部を問題に供します。本修正案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(松澤兼人君) 全会一致と認めます。よつて白井君外三名提出の修正案は可決されました。次に、ただいま可決されました修正部分を除いた原案全部を問題に供します。修正部分を除いた原案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(松澤兼人君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて修正すべきものと議決されました。なお、本会議における委員長の口頭報告の内容、議長に提出する報告書

の作成その他自後の手続につきましては、慣例によりこれを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(松澤兼人君) 御異議ないと認め、さよりに決定いたしました。

それから本案を可とされた方は、順次御署名をお願いします。

多敷意見者署名

- 近藤 信一 藤田 進
- 阿貝根 登 大竹平八郎
- 小西 英雄 青柳 秀夫
- 後藤 義隆 高橋 衛
- 高橋進太郎 豊田 雅幸
- 小幡 治和 加藤 正人
- 白井 勇 古池 信三
- 西川弥平治

○委員長(松澤兼人君) なお、討論中において朗読を省略されました修正案につきましては、白井君の御意見の通りこれを会議録に掲載することにいたします。

○委員長(松澤兼人君) 次に、委員会開会前の理事会におきまして、衆議院から参つております中小企業団体法案等中小企業関係法案の取扱いについて協議いたしました結果、これらの議案につきましては、広く国民の関心を有する案件でありますので、公聴会を開くべきであるとの御意見もあつたのでございますが、会期切迫の折柄、手続的にも困難が感ぜられますので、この際は広く各層から参考人の御出席を願つて、その意見を聴取することに意見の一致をみたのであります。

中小企業団体法案等中小企業関係法案につきましては、理事会決定の通り

昭和三十三年五月十五日印刷

参考人の出席を求めてその意見を聴取することにしたしまして、その意見を聞く事項の選定、その日時、参考人の選定等につきましては、これを委員長及び理事の協議に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(松澤兼人君) 御異議ないと認め、さよりに決定いたしました。

それでは、散会後理事会を開くことにいたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

午後一時四十七分散会

〔参照〕

輸出入取引法の一部を改正する法律案に対する修正案(近藤信一君、古池信三君、豊田雅幸君、大竹平八郎君提出)

輸出入取引法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。第三十二条の次に一条を加える規定のうち第三十二条の二の見出しを「(役員解任の勧告等)」に改め、同条中「これを解任することができ

る。」を「当該輸出組合、輸入組合又は輸出入組合に対し、これを解任すべき旨の勧告をすることができ。」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の勧告があつたときは、当該輸出組合、輸入組合又は輸出入組合は、正当な理由がない限り当該勧告に係る役員を総会の議決で解任しなければならない。

第三十七条の改正規定中「、第二十一条若しくは第三十二条の三第一項」を「第二十一条、第二十八条第五項(第二十九条第二項、第三十条第三項又は第三十一条第二項にお

いて準用する場合を含む。)若しくは第三十二条の三第一項」に改める。第三十八条第一項の改正規定中「、第十八条(第十九条の六又は第二十七条において準用する場合を含む。)」又は第三十二条の二を「又は第十八条(第十九条の六又は第二十七条において準用する場合を含む。)」に改める。

技術士法案に対する修正案(白井勇君、近藤信一君、豊田雅幸君、大竹平八郎君提出)

技術士法案の一部を次のように修正する。

目次中「第六章 雑則(第三十六条、第三十七条)」を「第六章 日本技術士会(第三十六条、第三十七条)」に改める。

第三十三条第四号中「第三十七条」を「第三十九条」に改める。

第三十九条第三号中「第三十七条」を「第三十九条」に改め、同条を第四十一条とし、第三十八条を第四十条とする。

「第七章 罰則」を「第八章 罰則」に改める。

第三十七条を第三十九条とし、第三十六条を第三十八条とする。

「第六章 雑則」を「第七章 雑則」に改める。

第五章の次に次の一章を加える。

第六章 日本技術士会(設立)

第三十六条 技術士は、全国を区域

とする一の日本技術士会と称する民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定による法人を設立することができる。

(目的)

第三十七条 日本技術士会は、技術士の品位の保持及びその業務の進歩改善に資するため会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とする。

附則第三項中「第三十七条」を「第三十九条」に改める。

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局